

十勝川に生えている樹木（やなぎ等）を採取・利用しませんか？

～「公募型樹木等採取」への希望者を募集します～

帯広河川事務所では、河川区域内の樹木を資源として有効に活用する観点から、十勝川の樹木を採取し利用していただける企業や住民を広く募集しています。

採取した樹木は、自家消費などの制約はなく、バイオマス燃料やチップ原材料としての活用、樹木加工や販売といった営利目的での使用等、採取者の判断で活用することができます。

記

- 応募期間 : 令和3年10月12日(火) から 令和4年1月31日(月)
※公募範囲の樹木が全て配分された場合は募集を終了します。
- 採取箇所 : 音更町木野地先の十勝川河川敷(個人様向け)
帯広市中島地先の十勝川河川敷、士幌町中音更地先の河川敷(企業様向け)
(申し込み受付後、希望を踏まえて採取場所を指定します)
- 採取期間 : 令和3年11月1日(月) から 令和4年3月10日(木)
(この期間内で、ご自由に採取できます)
- 応募方法 : 応募様式(様式-1)を下記まで郵送、FAX、メール又は持参
○ 〒089-0536 中川郡幕別町札内西町73番地6
○ 帯広開発建設部 帯広河川事務所
○ 電話番号 : 0155-25-1295 (平日8:45~17:00)
○ FAX : 0155-24-1765
○ メール : hkd-ob-bassai@gxb.mlit.go.jp
- 応募資格等 : 帯広開発建設部のホームページに掲載する参加者募集要領(募集要領のほか、応募様式、詳細図面等も掲載)でご確認ください。

https://www.hkd.mlit.go.jp/ob/obihiro_kasen/ct111r00000035a5.html

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 帯広開発建設部
帯広河川事務所 副所長 中山 仁 電話 0155-25-1295 (内線 352)
帯広河川事務所 計画課長 川岸 秀敏 電話 0155-25-1295 (内線 331)



【募集要領】

十勝川の河川敷地内の樹木採取希望する方を募集します!!

令和 3 年 10 月 12 日

帯広開発建設部 帯広河川事務所長

1. 目的

帯広河川事務所では、河川内の樹木を資源として有効に利用する観点から、採取した樹木をバイオマス燃料や製品の原料などとして活用していただける企業や住民を広く募集し、一定の条件を満たす方に採取を許可する「公募型樹木等採取」を行います。

採取した樹木等については、自家消費などの制約はありません。採取者の判断で使用や加工或いは販売などをすることができます。

2. 応募方法

公募型樹木等採取を希望される方は、別紙「応募様式」(様式-1)に必要事項を記入し、郵送、ファックス、メールまたは持参により以下の宛先まで応募してください。申込期限は令和4年1月31日もしくは公募範囲で全て公募採取希望者へ配分された時点とします。

申込書を持参する場合は、受付期間内の祝祭日、年末年始(12/29~1/3)を除く月曜~金曜日の8時45分~17時00分までにお越し下さい。

「企業様向け」は、大規模範囲の採取を想定しています。また、採取後の枝・葉の処理を採取者自らで実施いただくことを想定しています。

「個人様向け」は、小規模範囲の採取を想定しています。

応募先

郵送・持参：〒089-0536 中川郡幕別町札内西町73番地6

帯広開発建設部 帯広河川事務所

ファックス：0155-24-1765 (担当：計画課)

メー ル：hkd-ob-bassai@gxb.mlit.go.jp

3. 応募資格

以下の不適格事項のいずれにも該当しないこと。

- 1) 過去3年間に公募型樹木等採取において著しく不誠実な行為のあった者
- 2) 公募期間中において予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は71条の規定に該当するものでないこと。
- 3) 公募期間中において、会社更生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- 4) 直近1年間の税を滞納している者

- 5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者の指定又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
- 6) その他帯広河川事務所長が参加不相当と判断する者

4. 樹木等採取の概要

- 1) 採取期間：令和3年11月1日～令和4年3月10日
- 2) 採取予定場所：別途図面①、②、③、④
- 3) 主な樹種：ヤナギ類が主体
 - ※ 採取予定箇所について、個人様向けは別紙図面②、企業様向けは別紙図面③、④を予定しております。
 - ※ 採取期間、採取予定箇所、採取可能面積などの詳細な条件については、打合せをお願いします。
 - ※ 樹種はヤナギ類が主体で、樹木ごとの太さ及び樹高は異なります。
 - ※ 採取範囲の樹木が無くなった時点で終了させていただきます。
 - ※ 採取する箇所までは、小型トラック程度までは進入が可能です。
- 4) 保全樹木について：環境に配慮して保全する樹木がありますので、分布位置等を河川管理者と協議の上、採取しないよう注意願います。
- 5) 外来種について：燃焼かチップ化などで分布が拡大しないような使用目的に限定させていただきますので、分布位置等を河川管理者と協議の上、採取願います。
- 6) 冬期の除雪について：各採取者で除雪の実施をお願いします。
- 7) 採取希望箇所がすでに他の採取者へ割り当てられている場合は、他の公募箇所で再度希望を聞き取りさせていただきます。
- 8) 応募から採取開始までに2週間程度時間を要します。手続きの詳細は別紙（応募から採取開始、採取完了までの流れ）をご覧ください。
- 9) 採取後について：個人様は、採取後の枝・葉について引き取りを希望しない場合は、指定した箇所に集積していただきます。企業様は、採取後の枝・葉の処理を自ら実施していただきます。

5. 許可申請書の提出について

- 応募様式の確認後にご連絡いたしますので、許可申請書（様式－2）、採取作業計画書（様式－3）を提出願います。

6. その他

- 1) 各様式への記載内容を確認するため、直接お電話等で聞き取りをさせていただく場合があります。
- 2) 本件により採取した樹木は無償ですが、採取に要する一切の費用、労働等は、全て採取者の負担となります。
- 3) 本件は出水やその他やむを得ない事情により、河川管理者の判断で中止する場合があります。

- 4) 本件中に、自損事故又は第三者に損害を与えた場合には採取者がその責任を負います。また、堤防等の河川管理施設を破損した場合は現状に復旧していただく場合があります。
- 5) 本公募に係る行為に起因して、事故（採取者間における事故も含む）やケガ等が発生した場合には、すみやかに帯広河川事務所長へ届け出るとともに、当事者間で事故処理等の対応をお願いします。なお、帯広河川事務所では河川管理者としての管理責任は一切負えません。
- 6) やむを得ない事由が発生した場合は、取り下げの申し出が可能です。
- 7) 採取者に河川管理上好ましくない行為があった場合等には、作業中であっても採取の資格を取り消す場合があります。
- 8) 作業時間は、作業期間内の毎日9時から17時までを基本とします。土、日、祝祭日の作業も可能ですが、休日の前日までに帯広河川事務所の担当者へご連絡をお願いします。
- 9) 公募後に生じた事情により、公募手続きの進行状況の如何に関わらず手続きを途中でとりやめる場合があります。その場合はご了承願います。
- 10) 今後のより良い「公募型樹木等採取」の取り組みとするため、採取者にアンケートを実施することがあります。
- 11) 本件に係る問い合わせ先は以下のとおりです。

問い合わせ先

帯広開発建設部 帯広河川事務所 計画課

電 話：0155-25-1295

ファックス：0155-24-1765

メー ル：hkd-ob-bassai@gxb.mlit.go.jp

別紙

応募から採取開始、採取完了までの流れ

| 番号 | 項目 | 実施者 |
|----|--------------------------------------|---------|
| ① | 「応募様式(様式-1)」作成・提出 | 採取者 |
| | ↓ | |
| ② | 「応募様式(様式-1)」確認・受理 | 帯広河川事務所 |
| | ↓ ※1週間程度かかります | |
| ③ | 「公募型樹木採取の参加者選定結果について(決定通知書)」送付 | 帯広河川事務所 |
| | ↓ | |
| ④ | 「許可申請書(様式-2)」、「採取作業計画書(様式-3)」作成・提出 | 採取者 |
| | ↓ | |
| ⑤ | 「許可申請書(様式-2)」、「採取作業計画書(様式-3)」確認・受理 | 帯広河川事務所 |
| | ↓ ※1週間程度かかります | |
| ⑥ | 「河川産出物採取許可書」送付 | 帯広河川事務所 |
| | ↓ ※⑦までに一度来所頂き、注意事項等、担当者と打合せをお願いいたします | |
| ⑦ | 「河川産出物採取着手届」作成・提出 | 採取者 |
| | ↓ | |
| ⑧ | 「河川産出物採取着手届」確認・受理 | 帯広河川事務所 |
| | ↓ | |
| ⑨ | 採取開始 | 採取者 |
| | ↓ | |
| ⑩ | 採取完了 | 採取者 |
| | ↓ | |
| ⑪ | 「河川産出物採取完了届」作成・提出 | 採取者 |
| | ↓ | |
| ⑫ | 「河川産出物採取完了届」確認・受理 | 帯広河川事務所 |

個人様向け 応募様式

応 募 様 式

令和 年 月 日

帯広開発建設部 帯広河川事務所長 殿

応募者

住所 〒

氏名又は

代表者名

印

(会社名) ()

令和3年10月12日付けで公募された、河川敷地内の樹木採取について応募します。

記

1. 河川の名称及び区画番号

区画番号 : A (河川名 : 十勝川)

2. 採取予定数量

①樹木 本程度 ②軽トラック 台程度

③ m3程度 ④面積 m2程度

※①～④のどれかに記入願います。

3. 採取木の使用目的

以下の項目で該当箇所にチェック☑を記載。

薪ストーブ

その他の目的 ()

4. 採取の方法

以下の項目で該当箇所にチェック☑を記載。

(採取方法) チェンソーまたはノコギリにより採取を行う。

その他の方法により採取を行う。

()

(小割方法) 採取した樹木は、倒木箇所で小割りし、人力またはキャリア等によりトラックまで運搬する。

その他の方法

()

- (運搬方法) 採取材は、軽トラックまたは () tトラックにより日々搬出する。
(積込方法:)
 その他の方法
()
- (採取順序) 通路脇から順次採取を行う。
 その他の採取順序 ()
- (枝葉処理) 発生した枝葉は、採取材と一緒に持ち帰り利用する。
 発生した枝葉は、決められた場所に集積する。
 その他の処理 ()

※上記以外に作業に関する事項があれば記載する。

4. 採取の期間

作業予定期間 : 月 日 ~ 月 日 (のうち 日間) を予定

※令和3年11月1日から令和4年3月10日以内としてください。

5. 応募者の連絡先

連絡先 (携帯可) :

緊急連絡先 :

F A X :

メールアドレス :

なお、F A X、メールアドレスは、ある場合のみ記載。

6. 公募採取の応募資格について、該当箇所すべてチェック を記載。

- 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。
- 公募期間中において、予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号) 第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。
- 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。
- 直近1年間の税を滞納している者ではない。
- 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

以上

企業様向け

応募様式

応 募 様 式

令和 年 月 日

帯広開発建設部 帯広河川事務所長 殿

応募者

会社住所 〒

会社名

代表者名

印

令和3年10月12日付けで公募された、河川敷地内の樹木採取について応募します。

記

1. 河川の名称及び区画番号

第1希望 区画番号 : (河川名 : 川)

第2希望 区画番号 : (河川名 : 川)

2. 採取予定数量 m² あるいは m³

3. 採取木の使用目的

以下の項目で該当箇所にチェック☑を記載。

- チップ化 ペレット化 堆肥
 その他の目的 ()

4. 採取の方法

以下の項目で該当箇所にチェック☑を記載。

- (採取方法) バックホウなどの重機を用いて採取を行う。
 チェンソーまたはノコギリにより採取を行う。
 その他の方法により採取を行う。
()
- (小割方法) 採取した樹木は、倒木箇所で小割りし、キャリア等によりトラックまで運搬する。
 破砕機等により、チップ化し、運搬する。
 その他の方法
()

- (運搬方法) 採取材は、() tトラックにより日々搬出する。
(積込方法：)
 その他の方法
()
- (採取順序) 通路脇から順次採取を行う。
 その他の採取順序 ()

※採取後の枝・葉の処理については、採取者自ら実施をお願いします。

※上記以外に作業に関する事項があれば記載する。

4. 採取の期間

作業予定期間 : 月 日 ~ 月 日 (のうち 日間) を予定
※令和3年11月1日から令和4年3月10日以内としてください。

5. 応募者の連絡先

連絡先 (携帯可) :
緊急連絡先 :
F A X :
メールアドレス :

なお、F A X、メールアドレスは、ある場合のみ記載。

6. 公募採取の応募資格について、該当箇所にすべてチェック を記載。

- 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。
- 公募期間中において、予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号) 第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。
- 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。
- 直近1年間の税を滞納している者ではない。
- 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

以上

様式－2

許 可 申 請 書

令和 年 月 日

北海道開発局長 殿

申請者 住所

ふりがな
氏名

印

別紙のとおり河川法第25条の許可を申請します。

(連絡先) 氏名

電話番号

帯広開発建設部 帯広河川事務所長 殿

採取者 (住所)
(氏名又は代表者名)
(電話番号)

採取作業計画書

次のとおり作業を実施します。

【作業実施期間】

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
(作業時間) : ～ :

【作業日】

【作業者】

<遵守する事項>

【安全対策等】

- <作業時服装> ・作業時はヘルメット、防振手袋を着用し、作業に適した服装で行う。
- <気象条件> ・天気予報等を確認し、大雨注意報、強風注意報、大雪注意報、風雪注意報が発令された時は作業を中止する。
- <資機材管理> ・作業用器具は日々持ち帰り、現地に放置しない。
 - ・枝葉を集積した場合は、速やかに事務所に連絡する。
- <隣接者調整> ・他の作業車の支障とならないよう搬出通路にはトラックは駐車しない。
 - ・倒木する際は、周辺の採取作業者に声がけし、自分の存在を知らせる。
 - ・倒木する際は、他の採取者と離隔を十分に取って作業を行う。
 - ・倒木する際は、隣接箇所の作業状況を確認し、作業している場合は隣接する採取者と調整し安全を確認後に倒木する。
- <有事対応> ・ケガや事故発生時にはすぐに連絡できるよう携帯電話を携行するとともに、家族と連絡が取れる体制を確保する。
 - ・消防署、警察、病院、事務所の電話番号は携帯電話に登録しておく。
(申請者以外の現場作業者にも登録して貰う)
 - ・事故(ケガを含む)発生時には事務所に必ず連絡する。
- <法令遵守> ・発生材を運搬する際は、交通法規を遵守する。(差し枠、はみ出し禁止)
- <その他> ・健康状態が万全で無い場合は、無理して作業をしない。(二日酔いも含む)

作業箇所周辺には人がいるかを注意して作業を行い、常に清潔に保ち不慮の事故が
起こらないようにする。

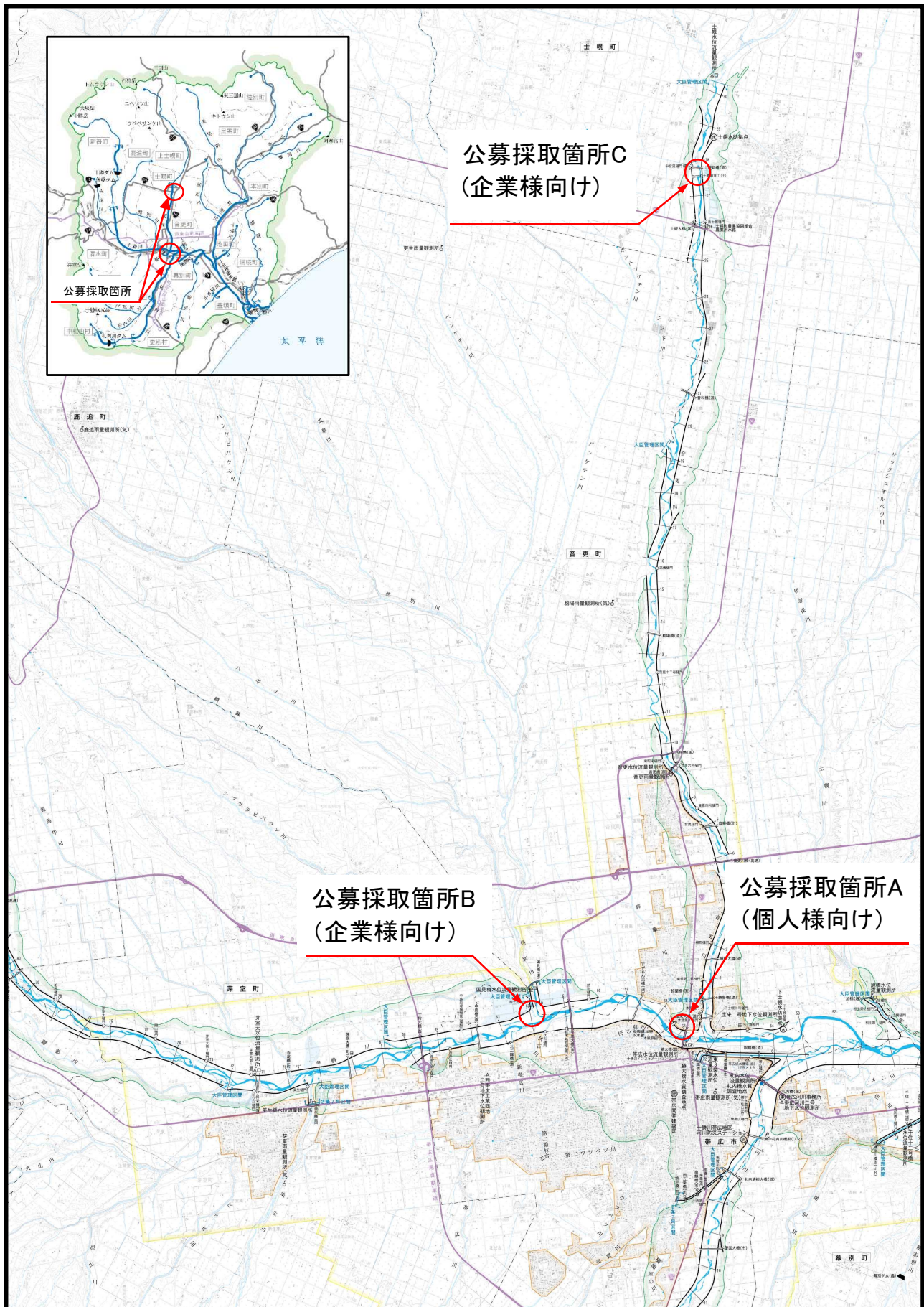
※上記以外に安全管理に関する事項があれば記載する。

※その他、採取作業全体として特筆すべき事項があれば記載する。

以上

別途図面①

公募採取箇所図



別途図面②

公募伐採箇所 全体平面図【木野地区】

(個人様向け)

区画A
15,500㎡程度



別途図面③

公募伐採箇所 全体平面図【中島地区】

(企業様向け)



別途図面④

公募伐採箇所 全体平面図【中音更地区】

(企業様向け)

